

■ 施設・短期入所の利用における居住費（滞在費）・食費の負担軽減

低所得の人の施設利用が困難とならないように、下記の段階に該当する場合、居住費（滞在費）・食費について所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。適用を受けるためには申請が必要です。

● 1日当たりの負担限度額

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費（滞在費）				食費 ○ショートステイの場合
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室（特養等）※1	多床室（特養等）※1	
4	基準費用額（負担限度額の適用を受けない場合の水準となる額。実際は施設によって異なります。）		2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円) +697円	1,445円
3	年金収入額＋その他の合計所得金額※2が120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 ○1,300円
	① 年金収入額＋その他の合計所得金額※2が80万9千円から120万円以下の人	単身：500万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 ○1,000円
2	年金収入額＋その他の合計所得金額※2が80万9千円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 ○600円
1	生活保護受給者 高齢福祉年金受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円

本人及びその属する世帯員全員と配偶者が市民税非課税であることが要件です。
 ※1 「特養等」は（介護予防）短期入所生活介護、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設を指します。
 ※2 その他の合計所得金額とは、合計所得金額（平成30年度税制改正による影響を調整した額）から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。
 ※◆の金額は、室料を徴収する介護老人保健施設・介護医療院及び短期入所療養介護を利用した場合の額を指します。

■ 介護（介護予防）サービス費用の利用者負担（1割～3割）が高額になったときは

同じ月に利用したサービスの利用者負担※2（サービス費用の1割～3割）の合計（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計）が上限額を超えた場合には、申請により、超えた分が「高額介護（介護予防）サービス費」として後から支給されます。

○申請方法

該当する人には、市から「高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」を送りますので、必要事項を記入して提出してください。

なお、2回目からは申請は不要です。

利用者負担段階別	利用者負担上限額
現役並み所得相当 同一世帯内に以下の課税所得がある65歳以上の人がいる場合 ①390万円以上 ②380万円以上 ③145万円以上380万円未満	① 世帯 140,100円 ② 世帯 93,000円 ③ 世帯 44,400円
一般世帯	世帯 44,400円
①市民税世帯非課税 ②利用者負担を24,600円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	世帯 24,600円
市民税世帯非課税で「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」※1が80万9千円以下の人	個人 15,000円
市民税世帯非課税の高齢福祉年金受給者	個人 15,000円
①生活保護の受給者 ②利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	① 個人 15,000円 ② 世帯 15,000円

※1 その他の合計所得金額とは、合計所得金額（平成30年度税制改正による影響を調整した額）から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。
 ※2 高額介護（介護予防）サービス費の対象となる利用者負担額には、福祉用具購入費・住宅改修費の1割（2割または3割）負担分や食費・居住費（滞在費）、日常生活費は含まれません。

■ 介護・医療両保険の利用者負担が高額になったときは

介護保険と医療保険における年間利用者負担の世帯合計額が限度額を超えた場合には、申請により超えた分が支給されます。申請については、ご加入の医療保険者にお問合わせください。

■ 算定基準額（8月1日から翌年7月31日まで）

所得区分	70～74歳の人	後期高齢者医療制度で医療を受ける人	所得区分	70歳未満の人
現役並み所得者	67万円	67万円	健保：83万円以上 国保：901万円超 健保：53万円～79万円 国保：600万円超～901万円 健保：28万円～50万円 国保：210万円超～600万円 健保：26万円以下 国保：210万円以下	212万円 141万円 67万円 60万円
一般	56万円	56万円	低所得者（住民税非課税）	34万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円		
低所得者Ⅰ	19万円	19万円		

※健保（健康保険）については標準報酬月額、国保（国民健康保険）については旧ただし書き所得の額を表しています。

介護保険料について

■ 65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料

$$\text{金額} = \frac{\text{富士市で介護保険サービス等にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 (23\%)}}{\text{富士市の65歳以上の人数}} = \text{基準額}$$

■ 令和8年度の介護保険料

所得段階	対象区分	基準額に対する割合	保険料額（年額）
第1段階	●生活保護受給者 ●市民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者	基準額×0.285	19,836円
	本人が市民税非課税者	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額※から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が82万6,500円以下の人	基準額×0.285
本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額※から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が82万6,500円超120万円以下の人		基準額×0.485	33,756円
本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額※から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が120万円超の人		基準額×0.685	47,676円
本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額※から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が82万6,500円以下の人		基準額×0.85	59,160円
本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額※から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が82万6,500円超の人		基準額	69,600円
本人の前年の合計所得金額が125万円未満の人		基準額×1.13	78,648円
本人の前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人		基準額×1.30	90,480円
本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人		基準額×1.55	107,880円
本人の前年の合計所得金額が320万円以上520万円未満の人		基準額×1.70	118,320円
本人の前年の合計所得金額が520万円以上720万円未満の人		基準額×2.10	146,160円
本人の前年の合計所得金額が720万円以上1,020万円未満の人		基準額×2.25	156,600円
本人の前年の合計所得金額が1,020万円以上1,520万円未満の人		基準額×2.45	170,520円
本人の前年の合計所得金額が1,520万円以上の人		基準額×2.70	187,920円

※合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額（第1段階～第5段階については平成30年度税制改正による影響を調整した額）のこと、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、介護保険料の算定には長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用います。

納め方

年金が年額18万円以上の人 → **特別徴収** → 年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金のほか、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象です。

年金が年額18万円未満の人 → **普通徴収** → 送付される納入通知書により、介護保険料を市に個別に納めます。市が送付する納入通知書を持って、指定金融機関等で納付します。※詳しくは介護保険課窓口にお問い合わせください。 **納入通知書**

□座振替が便利です。… 保険料の納入通知書・預（貯）金通帳・印鑑（通帳届出印）を持って市指定の金融機関等で手続きをください。

■ 40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の介護保険料

● 医療保険ごとに保険料を徴収します

加入している国民健康保険や社会保険などの医療保険の算定方法に基づいて決められます。納め方は医療分の保険料と一括して納めます。

介護保険課	高齢者支援課
保険給付担当 ☎0545-55-2766	高齢者政策担当 ☎0545-55-2916
計画管理担当 ☎0545-55-2767	在宅支援担当 ☎0545-55-2741
認定担当 ☎0545-55-2765	地域支援担当 ☎0545-55-2951

問い合わせ先

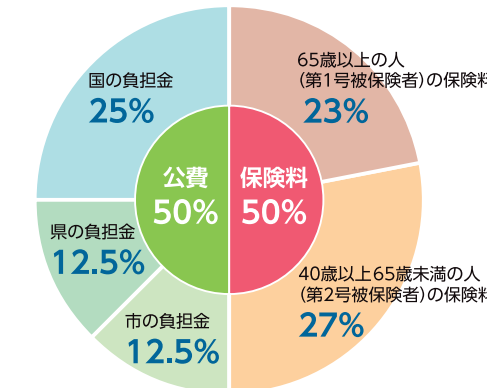
なるほど!

介護保険

～自立と支え合いを両立し、高齢者がいつまでも暮らし続けられる地域づくり～

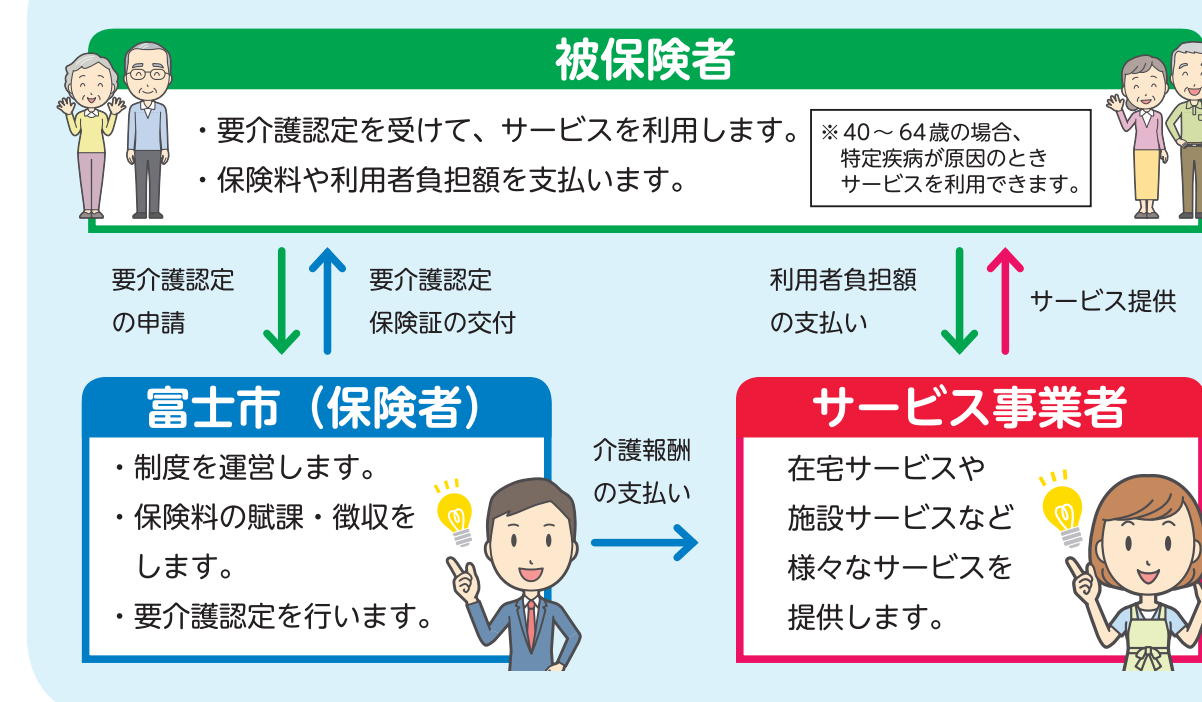
介護保険はみんなで支え合う制度です

介護保険は、みんなでお金を出しあうことで、介護が必要となった人が1割（一定以上の所得者は2割または3割）の負担でサービスを利用できる制度です。必要なときに安心して介護サービスを受けられるように、保険料は必ず納めましょう。



財源構成

制度の仕組み

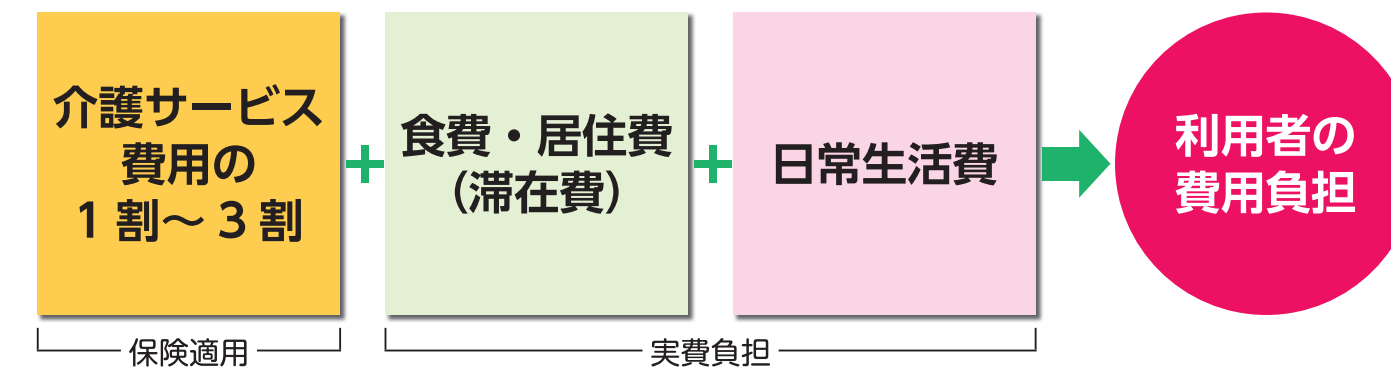


富士市

令和8年4月版

サービスの費用について

■ 費用負担の基本



■ 一定以上の所得者の負担割合について

一定以上の所得がある第1号被保険者（65歳以上の人）がサービスを利用したときは、利用者負担額が2割または3割になります。

利用者負担の割合	対象となる人
3割	次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額※」が、本人だけの場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	3割に該当しない人で、次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額※」が、本人だけの場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人 住民税非課税の人、生活保護の受給者、第2号被保険者は上記にかかわらず1割負担です。

※その他の合計所得金額とは、合計所得金額（平成30年度税制改正による影響を調整した額）から年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。
 ・要介護認定等を受けている人や事業対象者には、介護保険負担割合証を送付しています。ご自身の負担割合はそちらでご確認いただけます。

■ 在宅でサービスを利用した場合の支給限度額

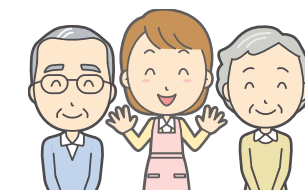
要介護状態区分別に、保険対象となるサービスの上限（支給限度額）が決められています。
 ※実際の費用は **単位数×地域区分単価**（10円～10.21円）で算定されます。

● 1か月の支給限度額*

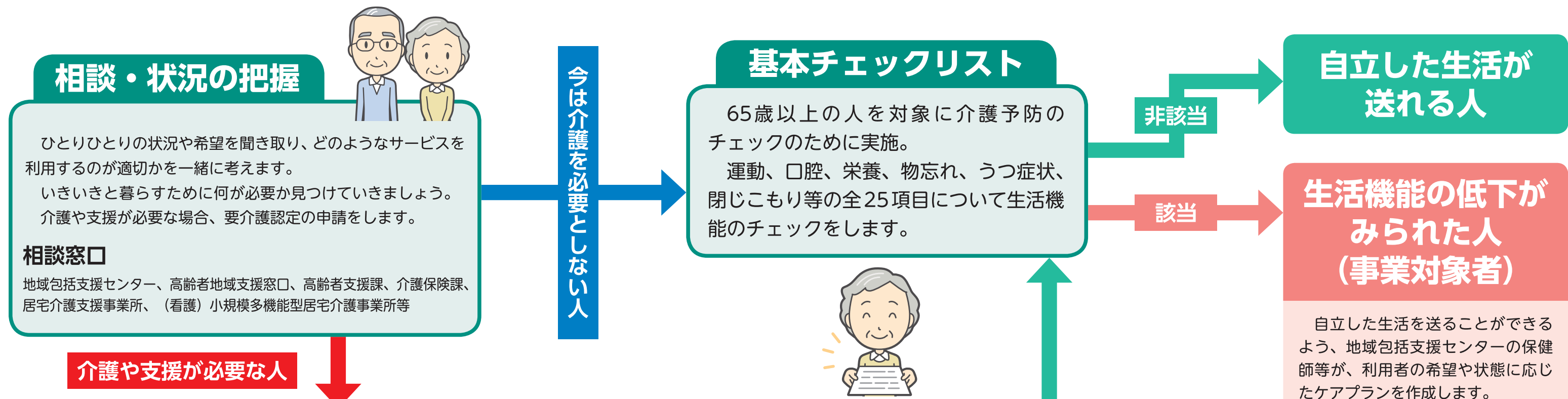
要介護状態区分	1か月あたり利用できる単位数
事業対象者	5,032単位
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位
要介護1	16,765単位
要介護2	19,705単位
要介護3	27,048単位
要介護4	30,938単位
要介護5	36,217単位

事業対象者とは…

基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた人を「介護予防・生活支援サービス事業対象者（事業対象者）」といいます。



サービス利用のながれ



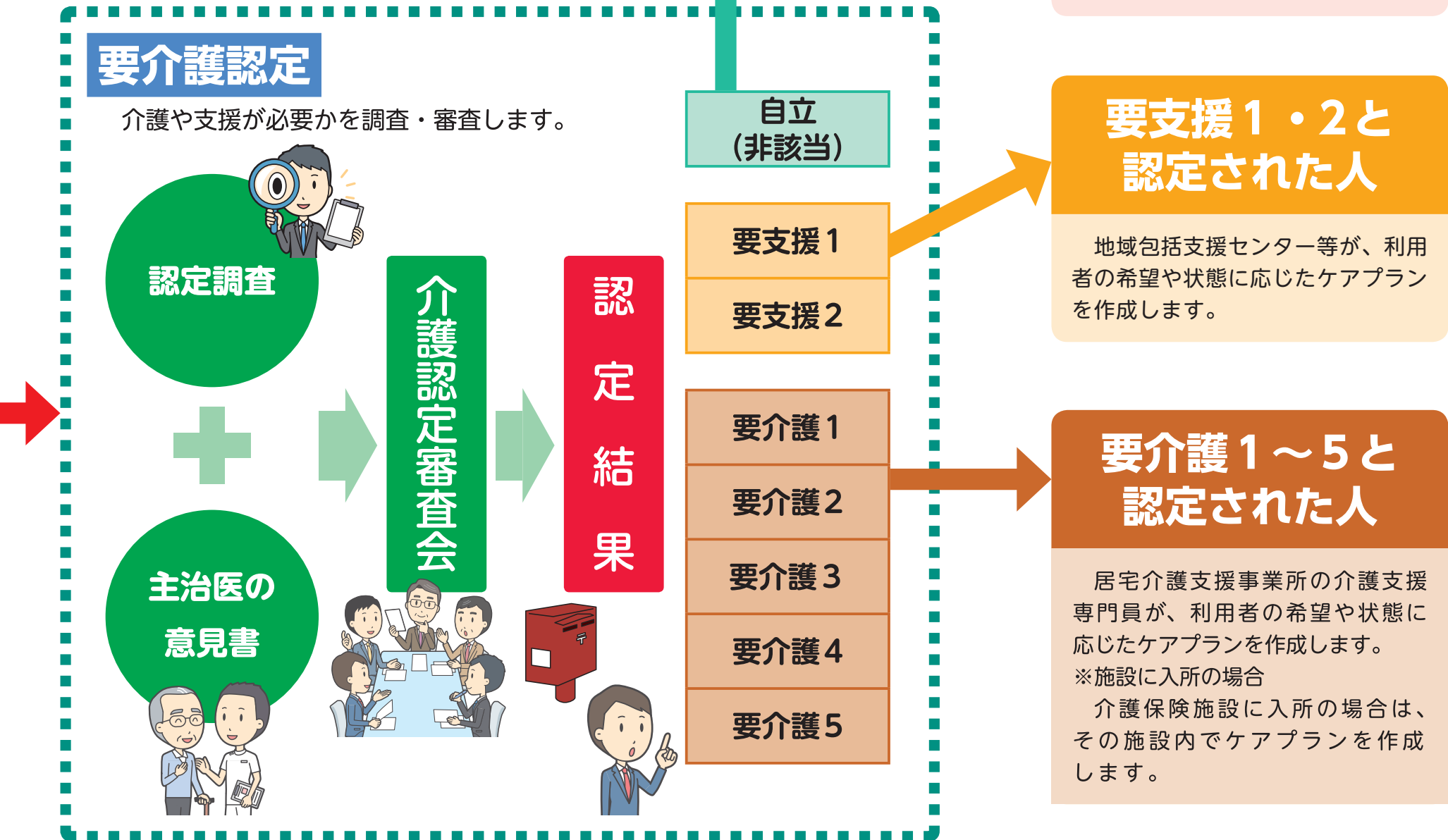
要介護認定の申請

介護や支援が必要になったら要介護認定の申請をします。40～64歳の方は特定疾病により介護や支援が必要になった場合、申請が可能です。

※特定疾病とは

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- パーキンソン病関連疾患

- 脊髄小脳変性症
- 脊管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



利用できるサービス

一般介護予防事業（65歳以上のすべての高齢者を対象）

脳の健康教室、地域包括支援センター介護予防教室、ご近所さんの運動・料理教室、米糎満点教室など

介護予防・生活支援サービス事業注

訪問型サービス（ホームヘルプ）	通所型サービス（デイサービス）
介護予防訪問介護相当のサービス 健康づくりヘルパー 短期集中型訪問指導	介護予防通所介護相当のサービス 健康づくりデイトレーニング 健康づくりデイサービス

注 通所型サービスの利用を希望される場合、利用希望者の基本チェックリスト（継続利用者は「通所型サービス診断票」）の該当項目に応じたサービスを案内します。

介護保険サービス（介護予防サービス注1）

訪問サービス	施設サービス
<ul style="list-style-type: none"> ■訪問介護（ホームヘルプ） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 	<ul style="list-style-type: none"> ■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）注2 ■介護老人保健施設 ■介護医療院

通所サービス

通所介護（デイサービス）	地域密着型サービス注3
<ul style="list-style-type: none"> ○通所リハビリテーション（デイケア） 	<ul style="list-style-type: none"> ■定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ■地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）注4 ■地域密着型特定施設入居者生活介護（29人以下の小規模な有料老人ホーム等） ■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（29人以下の小規模な介護老人福祉施設）注2 ■看護小規模多機能型居宅介護

短期入所サービス

- 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 短期入所療養介護

その他

- 特定施設入居者生活介護
- 特定福祉用具販売
- 福祉用具貸与
- 住宅改修

○要支援の方も利用できます
■要介護の人が利用できます

注1 要支援1・2と認定された人は介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用できますが、内容が重複するサービスは併用できません。
注2 介護老人福祉施設の入所については原則要介護3以上の人のみ入所となります。ただし、やむを得ない理由があれば入所できる場合もありますので、各施設にご相談ください。
注3 住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスです。原則として富士市にお住まいの人のみが利用できます。
注4 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は要支援1の方は利用できません。

地域包括支援センターを利用しましょう

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等が中心となって、互いに連携をとりあいながら総合的にみなさんを支えています。

自立して生活できるよう支援します

介護予防ケアマネジメント

- ・事業対象者、要支援1・2と認定された人は、一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業、介護予防サービス（要支援1・2のみ）を利用できます。
- ・支援や介護が必要となるおそれの高い人や自立した生活をしている人などは、市が行う一般介護予防事業を利用できます。

みなさんの権利を守ります

権利擁護

みなさんが安心していきいきと暮らせるよう、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。虐待を早期に発見したり、成年後見制度の紹介や、消費者被害などに対応します。

なんでもご相談ください

総合相談

- ・認知症に関するご相談をお受けします。
- ・介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療など、なんでもご相談ください。

地域包括支援センター

主任介護支援専門員
保健師等
社会福祉士

さまざまな方面からみなさんを支えます

包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークづくりを行います。

地域包括支援センターの名称	地区	住所	電話番号
富士市東部地域包括支援センター	須津、浮島、元吉原	富士市増川新町 510-1 (特別養護老人ホームすどの杜1階)	39-1300
富士市吉原中部地域包括支援センター	神戸、富士見台、原田、吉永、吉永北	富士市比奈1481-2 (吉永第一小学校東隣)	39-2700
富士市北部地域包括支援センター	大淵、青葉台、広見	富士市一色218-10 (茶の木平バス停前)	23-0303
富士市鷹岡地域包括支援センター	鷹岡、天間、丘	富士市久沢475-1 (139号線清水銀行鷹岡支店東側)	30-7062
富士市吉原西部地域包括支援センター	今泉、吉原、伝法	富士市国久保1-11-36 (ひまわりバス石坂口下車東側30メートル先)	30-8324
富士市富士北部地域包括支援センター	岩松、岩松北、富士駅北、富士北	富士市本市場新田24-5 (荒井整形外科から20メートル北側)	66-0115
富士市富士南部地域包括支援センター	富士駅南、富士南、田子浦	富士市横割本町2-17 (JR富士駅南口ロータリー出口)	65-8839
富士市富士川地域包括支援センター	富士川、松野	富士市岩瀬137-1 (富士川まちづくりセンター分館)	81-4820
富士市高齢者地域包括支援センター	富士市全域	富士市永田町1-100 (市役所4階北側高齢者支援課内)	55-2951